

平成18年5月29日

株 主 各 位

神戸市東灘区魚崎浜町21番地  
(本社事務所 神戸市中央区加納町四丁目4番17号)

**アサヒプリテック株式会社**  
代表取締役社長 寺 山 満 春

## 第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月16日(金曜日)午前10時30分
2. 場 所 神戸市東灘区向洋町中二丁目13番地  
神戸ベイシェラトン ホテル&タワーズ3F「六甲の間」
3. 会議の目的事項  
報告事項 1 第43期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件  
2 会計監査人および監査役会の第43期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件  
3 定款授権に基づく取締役会決議による自己株式取得報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 第43期利益処分案承認の件
- 第2号議案 取締役賞与の支給の件
- 第3号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(25頁から33頁)に記載のとおりであります。
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 在任取締役に対する役員退職慰労金精算支給の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで

### 1. 営業の概況

#### (1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善、民間設備投資の増加に加え、雇用情勢にも改善がみられ、着実な回復を遂げております。

このような経済状況のもと、当社グループは、個々の事業領域の採算性を一層高めながら、既存事業におけるマーケットシェアを拡大するとともに、新規事業分野の開発と拡大を推進いたしました。この結果、「ブレイクネクスト 50」をスローガンとする第三次中期経営計画の最終年度にあって、「安定と成長」をとともに実現する経営成績を収めることができました。また、当連結会計年度において、建設廃材や発生土の再生を行っている株式会社塩入建材、製造業への人材派遣等を行っている株式会社イヨテックおよび情報機器を中心とした産業廃棄物の中間処理等を行っている錦興産株式会社を完全子会社化いたしました。

当社グループの貴金属リサイクル事業領域に関して、電子材料分野では、IT業界の好況を背景とした取引先開拓努力により、リサイクル原材料回収量は前期を上回りました。歯科材料分野では、リサイクル原材料の供給は安定した推移を示す中でマーケットシェア向上を達成し、貴金属原材料回収量は前期を上回りました。宝飾加工・製造分野では、景気の回復や貴金属価格の上昇が追い風となり、貴金属原材料回収量は前期を上回りました。なお、貴金属平均販売単価に関しては、金・銀・パラジウム・プラチナ・インジウムのいずれも前期の平均販売単価を上回りました。

当社グループの環境保全事業領域に関して、写真感光材料分野では、デジタルカメラの普及の影響を受け、写真感材廃液の処理量およびそこに含まれる銀の回収量は前期を下回りましたが、工場や試験研究機関等から排出される廃試薬・廃液の取扱量は前期を上回りました。また、連結子法人等である株式会社三商および日本ケミテック株式会社の業績は堅調に推移し、当連結会計年度に連結子法人等となった株式会社塩入建材、株式会社イヨテックおよび錦興産株式会社は、環境保全事業の規模拡大と相乗効果の発揮に貢献しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は62,372百万円（前期比32.9%増）、経常利益は5,561百万円（前期比60.6%増）、当期純利益は3,272百万円（前期比67.3%増）となりました。売上高の明細は次のとおりであります。

## 売上高明細

区	分	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
製 品 売 上 高	金 地 金	14,860	23.8	115.1
	銀 地 金	3,338	5.4	108.0
	パ ラ ジ ウ ム	4,169	6.7	105.3
	プ ラ チ ナ	12,312	19.7	197.2
	イ ン ジ ウ ム	10,701	17.2	145.9
	そ の 他	6,300	10.1	148.3
	小 計	51,683	82.9	136.8
処 理 料 収 入		10,689	17.1	116.8
合 計		62,372	100.0	132.9

製品売上高は51,683百万円（前期比36.8%増）となりました。

処理料収入は10,689百万円（前期比16.8%増）となりました。

### (2) 企業集団が対処すべき課題

わが国経済は、企業収益の改善・民間設備投資の増加の基調が持続し、雇用情勢の改善を通して個人消費も徐々に回復し、景気回復が続くものと思われます。また、わが国の企業経営における環境保全意識は年々高まっており、資源循環やゼロエミッションに向けての取り組みはますます積極化することが予想されます。

当社グループは、様々なリサイクルや廃棄物処理を業とする自らの役割の社会的重要性を認識し、新たな事業分野の拡大、新規取引先の開拓等を通して、引き続き安定した収益力の維持とさらなる成長に向けて努力してまいります。

貴金属リサイクル事業領域においては、収益力の維持・向上を目指します。電子材料分野では、液晶パネルに使用されるインジウムリサイクルや自動車触媒に使用される貴金属リサイクルの顧客基盤の拡大を図ります。歯科材料分野では、顧客に対するサービスの質を一層高めながら、マーケットシェアの拡大を図ります。宝飾加工・製造分野では、営業体制の強化により回収量の拡大を図ります。加えて、各営業部門と技術部門との緊密な連携により、取扱品目の拡大や製造コストの低減に努めてまいります。

環境保全事業領域においては、廃試薬・廃液処理、情報機器リサイクル、建設資材関連リサイクル等の個々の事業を一層強化するのみならず、環境保全関連のさまざまな技術やサービス能力を有する子法人等と一体となったグループ総合営業を展開し、大規模法人顧客等の満足度と信頼感を高めながら、高付加価値型の事業構造を確立いたします。

(3) 企業集団の設備投資ならびに資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額2,702百万円であります。主なものは、当社の名古屋営業所・広島営業所の移転に伴う新設、埼玉工場・福岡工場の増設であります。

なお、これらの設備投資資金につきましては、全額自己資金により充てられました。

(4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 40 期 (14. 4 ~15. 3)	第 41 期 (15. 4 ~16. 3)	第 42 期 (16. 4 ~17. 3)	第43期(当期) (17. 4 ~18. 3)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	36,384	35,897	46,937	62,372
経常利益	2,167	2,228	3,463	5,561
当期純利益	1,072	1,002	1,956	3,272
1株当たり当期純利益	49円	48円	95円	145円
総資産	26,579	27,148	31,157	36,465
純資産	19,439	19,410	20,816	27,422

(注) 1. 第43期における純資産の増加のうち、3,487百万円は新株予約権付社債の権利行使によるものであります。

2. 第43期(当期)の状況につきましては、前記「(1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 40 期 (14. 4 ~15. 3)	第 41 期 (15. 4 ~16. 3)	第 42 期 (16. 4 ~17. 3)	第43期(当期) (17. 4 ~18. 3)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	34,647	34,125	43,292	57,064
経常利益	2,027	2,118	3,014	5,012
当期純利益	1,020	961	1,629	2,843
1株当たり当期純利益	47円	46円	79円	126円
総資産	25,104	26,243	29,186	34,613
純資産	19,375	19,337	20,424	26,559

(注) 第43期における純資産の増加のうち、3,487百万円は新株予約権付社債の権利行使によるものであります。

## 2. 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業内容

- ・ 貴金属（金、銀、パラジウム、プラチナ、インジウム等）の回収再生、加工および貴金属地金の購入および販売
- ・ 貴金属製品の販売
- ・ 環境保全事業

### (2) 企業集団の主要拠点等

#### 当 社

本 店 神戸市東灘区魚崎浜町21番地

本 社 神戸市中央区加納町四丁目4番17号

支 社 東京支社(東京都中央区)

研究所 テクノセンター(神戸市)

工 場 埼玉(埼玉県北葛飾郡)、静岡(静岡県焼津市)、尼崎リサイクルセンター(兵庫県尼崎市)、神戸(神戸市)、愛媛(愛媛県西条市)、北九州(北九州市)、福岡(福岡県古賀市)

営業所 札幌(北海道北広島市)、青森(青森県青森市)、仙台(宮城県宮城郡)、新潟(新潟県三条市)、北関東(埼玉県北葛飾郡)、関東(さいたま市)、横浜(横浜市)、甲府(山梨県中央市)、静岡(静岡県焼津市)、名古屋(愛知県小牧市)、北陸(富山県富山市)、大阪(兵庫県尼崎市)、神戸(神戸市)、岡山(岡山県岡山市)、広島(広島県広島市)、四国(愛媛県西条市)、福岡(福岡県古賀市)、鹿児島(鹿児島県薩摩川内市)、沖縄(沖縄県糸満市)

(注) 名古屋営業所は平成17年8月29日をもって愛知県小牧市へ移転しました。  
広島営業所は平成17年10月3日をもって広島県広島市へ移転しました。

#### 子法人等

国 内 株式会社三商(川崎市)、日本ケミテック株式会社(埼玉県川口市)、株式会社塩入建材(長野県長野市)、株式会社イヨテック(兵庫県明石市)、錦興産株式会社(横浜市)等

海 外 ASAHI G&S SDN.BHD.(マレーシア)、上海朝日浦力環境科技有限公司(中国)

(3) 当社の株式の状況

会社が発行する株式の総数	86,000,000株
発行済株式の総数	24,169,563株
当期末株主数	5,925名

(4) 当社の大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
寺山満春	2,468千株	10.21%	- 千株	- %
寺山正道	2,168	8.97	-	-
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,013	4.19	-	-
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	648	2.68	-	-
花井幸子	597	2.47	-	-
満園順一	518	2.15	-	-
メロンパンクトリーティー クライアンツオムニバス	470	1.95	-	-
アサヒブリテック従業員持株会	455	1.88	-	-
ゴールドマンサックス インターナショナル	403	1.67	-	-
満園和美	364	1.51	-	-

(注) 当社は、自己株式338千株(商法第210条第1項の規定による定時株主総会の決議に基づき取得した株式221千株を含む。)を保有しております。なお、当該株式は、商法第241条第2項の規定により議決権を有していません。

(5) 当社の自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得した株式

普通株式	204,323株
取得価額の総額	346,880千円

上記のうち

(a) 取締役会決議により買受けた自己株式

買受けを必要とした理由

M & Aの機動的な遂行を可能とするため

普通株式	202,500株
取得価額の総額	343,522千円

(b) 商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権の権利行使に伴う買取請求により取得した自己株式

普通株式	1,823株
取得価額の総額	3,358千円

処分した株式

普通株式	1,260,300株
処分価額の総額	838,659千円

上記のうち

(a) 株式交換により処分した自己株式

普通株式	700,000株
処分価額の総額	387,057千円

(b) 商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の権利行使により処分した自己株式

普通株式	560,300株
処分価額の総額	451,601千円

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期末において保有する株式

普通株式	338,462株
------	----------

(6) 当社の新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権  
(平成15年6月17日開催の定時株主総会決議によるもの)

・新株予約権の数	587個
・新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
・新株予約権の目的となる株式の数	58,700株
・新株予約権の発行価額	無償
・新株予約権の行使時の払込金額	806円

当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

該当事項はありません。

## (7) 企業集団および当社の従業員の状況

企業集団の状況

従業員数

911名（前期比91名増）

当社の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
703名（4名増）	36才8ヶ月	9年11ヶ月

（注） 上記従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数92名を含めておりません。なお、臨時従業員には、パートタイマーおよび一部の嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。

## (8) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社三商	10百万円	100%	各種混合産業廃棄物の中間処理
日本ケミテック株式会社	465	99	産業廃棄物の中間処理
株式会社塩入建材	40	100	土木・建築廃棄物等処理・再生
株式会社イヨテック	10	100	労働者派遣事業
錦興産株式会社	20	100	産業廃棄物の中間処理
ASAHI G&S SDN. BHD.	250万マレーシアリングギット	100	貴金属リサイクル
上海朝日浦力環境科技有限公司	180万米ドル	100	貴金属リサイクル

## 企業結合の経過

株式会社塩入建材については平成17年4月11日付けをもって、株式会社イヨテックについては平成18年1月10日付けをもって、錦興産株式会社については平成18年2月27日付けをもって、それぞれ株式を取得したことに伴い、当連結会計年度から連結子法人等となりました。

## 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は62,372百万円（前期比32.9%増）、経常利益は5,561百万円（前期比60.6%増）、当期純利益は3,272百万円（前期比67.3%増）となりました。

## (9) 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,036百万円	300千株	1.24%
株式会社中国銀行	800	300	1.24
第一生命保険相互会社	116	280	1.16
日本生命保険相互会社	103	117	0.49

(10) 当社の取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代 表 取 締 役 社 長	寺 山 満 春	
取 締 役	武 内 義 勝	環境リサイクル事業本部長兼 関連事業本部長兼東京支社長
取 締 役	赤 羽 昇	産業リサイクル事業本部長兼 経営企画部長
取 締 役	嶋 崎 勝 乘	技術統括本部長兼テクノセン ター長
常 勤 監 査 役	井 上 正 己	
監 査 役	小 林 貞 五	弁護士
監 査 役	徳 嶺 和 彦	弁護士
監 査 役	有 海 澈 明	公認会計士

- (注) 1. 監査役小林貞五氏、徳嶺和彦氏および有海澈明氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。  
2. 平成17年6月16日開催の第42期定時株主総会の終結の時をもって、馬郡喜代人氏、亀倉義彦氏は取締役を退任いたしました。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

15,000千円

上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

15,000千円

上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

15,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には証券取引法に基づく監査の監査報酬額を含めております。

3. 決算期後に生じた企業集団および当社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

- (注) 本営業報告書に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資 産 の 部</u>		<u>負 債 の 部</u>	
流 動 資 産	16,194,982	流 動 負 債	8,565,113
現金及び預金	1,584,724	支払手形及び買掛金	3,000,233
受取手形及び売掛金	3,731,781	短期借入金	1,650,000
たな卸資産	10,128,458	一年内返済予定長期借入金	468,118
繰延税金資産	443,138	未払金	896,194
その他	313,168	未払法人税等	1,601,352
貸倒引当金	6,288	賞与引当金	537,981
固 定 資 産	20,270,181	役員賞与引当金	20,000
有形固定資産	19,475,566	その他	391,232
建物及び構築物	6,382,968	固 定 負 債	452,421
機械装置及び運搬具	3,415,810	長期借入金	45,710
土地	8,910,208	退職給付引当金	55,476
建設仮勘定	376,826	役員退職慰労引当金	161,125
その他	389,752	繰延税金負債	126,348
無形固定資産	335,994	連結調整勘定	63,762
投資その他の資産	458,619	負 債 合 計	9,017,535
投資有価証券	23,093	<u>少 数 株 主 持 分</u>	
繰延税金資産	92,447	少 数 株 主 持 分	25,523
その他	350,238	<u>資 本 の 部</u>	
貸倒引当金	7,159	資 本 金	4,480,817
資 産 合 計	36,465,163	資 本 剰 余 金	6,054,118
		利 益 剰 余 金	17,323,607
		その他有価証券評価差額金	8,145
		為替換算調整勘定	10,844
		自 己 株 式	433,740
		資 本 合 計	27,422,104
		負債、少数株主持分及び資本合計	36,465,163

## 連結損益計算書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<u>経常損益の部</u>		
<u>営業損益の部</u>		
営業収益		
売上高	62,372,950	62,372,950
営業費用		
売上原価	53,827,891	
販売費及び一般管理費	2,981,755	56,809,646
営業利益		5,563,303
<u>営業外損益の部</u>		
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,508	
その他	67,207	69,715
営業外費用		
支払利息	12,396	
新株発行費	30,811	
その他	28,385	71,593
経常利益		5,561,426
<u>特別損益の部</u>		
特別利益		
固定資産売却益	5,575	
投資有価証券売却益	441	6,017
特別損失		
固定資産除売却損	235,620	
投資有価証券売却損	399	236,019
税金等調整前当期純利益		5,331,423
法人税、住民税及び事業税	2,156,834	
法人税等調整額	101,892	2,054,941
少数株主利益		3,746
当期純利益		3,272,735

( 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 )

1 . 連結の範囲に関する事項

子法人等は全て連結されております。

連結子法人等の数：9社

重要な連結子法人等の社名は、「2 . 企業集団および会社の概況 (8) 企業結合の状況」に記載しております。

2 . 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3 . 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうちASAHI G&S SDN. BHD. 及び上海朝日浦力環境科技有限公司の決算日は、12月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 . 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ . 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

ロ . デリバティブ：時価法

ハ . たな卸資産

製品・仕掛品：後入先出法による原価法（一部の製品については個別法による原価法）

なお、従来、当社は年次後入先出法によっておりましたが、当連結会計年度より、月次後入先出法によっております。

貯蔵品・原材料：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：当社及び国内連結子法人等は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を、また、在外連結子法人等は所在地の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

無形固定資産：当社及び国内連結子法人等は定額法を採用し、在外連結子法人等は所在地の会計基準に基づく定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費：支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子法人等は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子法人等は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：当社及び国内連結子法人等は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金：当社は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金：当社及び一部の国内連結子法人等は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額等に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生した年度の翌期から損益処理しております。

役員退職慰労引当金：役員退職慰労金の支給に充てるため、当社の内規による当連結会計年度末における要支給額に基づき計上しております。

なお、当社は平成14年6月をもって、要支給額を凍結しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

：外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子法人等の資産及び負債、収益及び費用は、当該在外子法人等の決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

：リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（先渡取引）

ヘッジ対象：貴金属製品

ヘッジ方針：貴金属相場変動リスクの低減並びに収支の改善のため、当社内規に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法：ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして評価しております。

(8) 消費税等の会計処理方法：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

：連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

：連結調整勘定の償却については5年間の均等償却を行っております。

(連結貸借対照表注記)

1.有形固定資産の減価償却累計額		10,598,253千円
2.担保に供している資産	投資有価証券	2,130千円
3.受取手形裏書高		74,545千円

(連結損益計算書注記)

1.1株当たり当期純利益		145円72銭
--------------	--	---------

(追加情報)

1. 役員賞与引当金の計上について  
当連結会計年度より実務対応報告第13号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年3月9日企業会計基準委員会)に基づき、役員に対する賞与の支給に充てるため、当社は当該支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。これにより当連結会計年度において販売費及び一般管理費の役員賞与引当金繰入額が20,000千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額少なく計上されております。
2. 売上原価、販売費及び一般管理費の区分について  
当社の事業本部で発生する人件費及び経費については、従来、売上原価として計上しておりました。しかし、事業本部制の完全実施に伴い、事業本部の位置付け及び機能が変化し、管理業務が主たる業務となってきたため、販売費及び一般管理費として計上することが適切であると考え、当連結会計年度より販売費及び一般管理費として計上することといたしました。  
この結果、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の売上原価が491,007千円減少し、販売費及び一般管理費が同額増加しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

アサヒプリテック株式会社  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 片 岡 茂 彦 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 生 越 栄美子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、アサヒプリテック株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いアサヒプリテック株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

#### 2．監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月9日

アサヒプリテック株式会社 監査役会

監査役(常勤) 井上正己 ㊟

監査役 小林貞五 ㊟

監査役 徳嶺和彦 ㊟

監査役 有海澈明 ㊟

(注) 監査役小林貞五・同徳嶺和彦および同有海澈明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	15,866,071	流動負債	7,842,722
現金及び預金	1,193,571	買掛金	2,742,424
受取手形	49,533	短期借入金	1,600,000
売掛金	2,693,364	一年内返済予定長期借入金	448,800
製品	4,260,441	未払金	716,923
原材料	11,019	未払法人税等	1,536,299
仕掛品	5,769,714	未払費用	134,261
貯蔵品	42,128	賞与引当金	497,297
前払費用	28,197	役員賞与引当金	20,000
関係会社短期貸付金	1,191,482	その他の	146,716
繰延税金資産	408,928	固定負債	211,587
その他	220,988	長期借入金	6,400
貸倒引当金	3,300	退職給付引当金	44,062
固定資産	18,747,254	役員退職慰労引当金	161,125
有形固定資産	15,160,224	負債合計	8,054,310
建物	4,976,029	資本の部	
構築物	329,771	資本金	4,480,817
機械装置	2,821,224	資本剰余金	6,054,118
車両運搬具	7,812	資本準備金	6,054,118
工具器具備品	327,896	利益剰余金	16,454,048
土地	6,325,835	利益準備金	228,417
建設仮勘定	371,655	任意積立金	12,939,350
無形固定資産	297,333	特別償却準備金	79,650
営業権	48,956	別途積立金	12,859,700
特許権等実施権	25,161	当期末処分利益	3,286,280
借地権	49,471	その他有価証券評価差額金	3,770
ソフトウェア	173,743	自己株式	433,740
投資その他の資産	3,289,696	資本合計	26,559,014
投資有価証券	12,946		
関係会社株式	1,807,608	負債及び資本合計	34,613,325
関係会社出資金	214,380		
関係会社長期貸付金	900,000		
差入保証金	221,680		
会員権等	3,200		
繰延税金資産	70,448		
その他の	61,011		
貸倒引当金	1,580		
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,613,325</b>		

## 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<u>経常損益の部</u>		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	51,081,959	
処理料収入	5,982,472	57,064,431
営業費用		
売上原価	49,645,639	
販売費及び一般管理費	2,370,735	52,016,375
営業利益		5,048,056
<u>営業外損益の部</u>		
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,536	
その他	15,191	30,727
営業外費用		
支払利息	7,894	
新株発行費	30,811	
その他	27,090	65,796
経常利益		5,012,988
<u>特別損益の部</u>		
特別利益		
固定資産売却益	5,076	
投資有価証券売却益	344	5,421
特別損失		
固定資産除売却損	232,131	
投資有価証券売却損	399	232,530
税引前当期純利益		4,785,879
法人税、住民税及び事業税	2,061,941	
法人税等調整額	119,429	1,942,511
当期純利益		2,843,367
前期繰越利益		1,099,217
自己株式処分差損		280,032
中間配当額		376,272
当期未処分利益		3,286,280

## (重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ：時価法

#### (3) たな卸資産

製品・仕掛品：後入先出法による原価法（一部の製品については個別法による原価法）

なお、従来、年次後入先出法によっておりましたが、当期より、月次後入先出法によっております。

貯蔵品・原材料：最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、3年均等償却

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

長期前払費用：均等償却

### 3. 繰延資産の処理方法

新株発行費：支出時に全額費用として処理しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

：外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

当該引当金は商法施行規則第43条の引当金に該当いたしません。

退職給付引当金：従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により発生した年度の翌期から損益処理しております。

役員退職慰労引当金：役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末現在の要支給額を計上しております。当該引当金は商法施行規則第43条の引当金に該当いたします。  
なお、平成14年6月をもって、要支給額を凍結しております。

6．リース取引の会計処理：リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 7．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（先渡取引）

ヘッジ対象：貴金属製品

ヘッジ方針：貴金属相場変動リスクの低減並びに収支の改善のため、内規に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法：ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして評価しております。

8．消費税等の会計処理方法：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権		1,199,742千円
関係会社に対する短期金銭債務		129,751千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		7,817,166千円
3. 貸借対照表に計上した固定資産の他、機械装置、車両運搬具、コンピュータ及び事務機器等についてはリース契約により使用しております。		
4. 担保に供している資産	投資有価証券	2,130千円
5. 保証債務		108,628千円
6. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額		3,770千円
7. 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。		

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引高	売 上 高	36,988千円
	仕 入 高	110,474千円
	売上高、仕入高以外 の営業取引高	50,000千円
	営業取引以外の取引高	8,308千円
2. 1株当たり当期純利益		126円61銭
	(期中平均発行済株式総数に基づき算出しております)	
3. 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。		

(追加情報)

1. 役員賞与引当金の計上について

当営業年度より実務対応報告第13号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年3月9日企業会計基準委員会)に基づき、役員に対する賞与の支給に充てるため、当該支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。これにより当営業年度において販売費及び一般管理費の役員賞与引当金繰入額が20,000千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額少なく計上されております。

2. 売上原価、販売費及び一般管理費の区分について

事業本部で発生する人件費及び経費については、従来、売上原価として計上してまいりました。しかし、事業本部制の完全実施に伴い、事業本部の位置付け及び機能が変化し、管理業務が主たる業務となってきたため、販売費及び一般管理費として計上することが適切であると考え、当営業年度より販売費及び一般管理費として計上することといたしました。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当営業年度の売上原価が491,007千円減少し、販売費及び一般管理費が同額増加しております。

## 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	3,286,280,986
任 意 積 立 金 取 崩 額	
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	25,045,038
合 計	3,311,326,024
これを次のとおり処分します	
利 益 配 当 金	476,622,020
( 1 株につき20円)	
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	1,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	1,834,704,004

独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

アサヒプリテック株式会社  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 片 岡 茂 彦 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 生 越 栄美子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、アサヒプリテック株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受けて協議し、以下のとおり報告いたします。

#### ・監査役の監査の方法の概要

1. 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、子会社については必要に応じて営業の報告を受けるとともに業務および財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。
2. 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### ・監査の結果

1. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
2. 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
4. 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
5. 取締役の職務執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。なお、取締役の競業取引等、上記の2に掲げた事項についても取締役の義務違反は認められません。
6. 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月9日

アサヒプリテック株式会社 監査役会

監査役(常勤) 井上正己 ㊟

監査役 小林貞五 ㊟

監査役 徳嶺和彦 ㊟

監査役 有海澈明 ㊟

(注) 監査役小林貞五・同徳嶺和彦および同有海澈明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 238,253個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第43期利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類22頁に記載のとおりであります。

当社グループは、株主の皆様のご支援にお応えするため、前期の年間実績27円の配当水準をさらに切り上げ、中間配当金16円に対し4円を上乗せし、当期の利益配当金につきましては1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役賞与の支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末時の取締役4名に対し総額200万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお各取締役に対する具体的な金額、支給時期、方法につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 第5条（公告方法）について、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告による方法に変更するものであります。なお、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行うことといたします。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い「会社法」および「整備法」に基づき次のとおり当社定款を変更するものであります。

当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）の規定を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）の規定を新設するものであります。

単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条（単元未満株式の権利）の規定を新設するものであります。

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第26条（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、第37条（剰余金の配当等）の規定を新設し、それに伴い第20条（取締役の任期）を1年に短縮するものであります。

なお、平成17年6月16日開催の定時株主総会において選任された現取締役の任期は、平成19年開催の第44期定時株主総会終結の時までといたします。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

整備法により、会社法の施行に伴って定款に定められたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

上記の変更に伴い条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">[ 新 設 ]</p> <p>（公告の方法） 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（機関） <u>第4条</u> 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>（公告方法） 第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[ 新 設 ]</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>( 発行する株式の総数 )</p> <p><u>第 5 条</u> 当社の発行する株式の総数は、86,000,000株とする。</p> <p><u>ただし、株式消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>( 自己株式の取得 )</p> <p><u>第 6 条</u> 当社は、商法第211条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>( 1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行 )</p> <p><u>第 7 条</u> 当社の 1 単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 ( 単元未満株式 という ) に係る株券を発行しない。</u></p> <p>[ 新 設 ]</p>	<p><u>一 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>( 発行可能株式総数 )</p> <p><u>第 6 条</u> 当社の発行可能株式総数は、86,000,000株とする。</p> <p>( 株券の発行 )</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>[ 削 除 ]</p> <p>( 単元株式数および単元未満株券の不発行 )</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>当社は、<u>前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>( 単元未満株式の権利 )</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) は、その有する単元未満株式について、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 . 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u></li> <li><u>2 . 会社法第166条第 1 項に掲げる権利</u></li> <li><u>3 . 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主〔<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>〕</u>をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り</u>その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り</u>その他株式または<u>新株予約権</u>に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>[ 現行どおり ]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p><u>第11条</u> 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p><u>第12条</u> } [ 条文省略 ]</p> <p><u>第13条</u> (決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第16条</u> [ 条文省略 ] (取締役の選任方法)</p> <p><u>第17条</u> 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p><u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p><u>第14条</u> } [ 現行どおり ]</p> <p><u>第15条</u> (決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>会社法第309条第2項によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第18条</u> [ 現行どおり ] (取締役の選任方法)</p> <p><u>第19条</u> [ 現行どおり ]</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 4em;">[ 現行どおり ]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>— <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>第19条</u>  { [ 条 文 省 略 ] }</p> <p><u>第20条</u>  ( 取締役会の招集手続き )</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  [ 新 設 ]</p> <p><u>第22条</u>  { [ 条 文 省 略 ] }</p> <p><u>第23条</u>  [ 新 設 ]</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。  [ 削 除 ]</p> <p><u>第21条</u>  { [ 現 行 ど お り ] }</p> <p><u>第22条</u>  ( 取締役会の招集手続き )</p> <p><u>第23条</u> [ 現 行 ど お り ]</p> <p>— <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第24条</u>  { [ 現 行 ど お り ] }</p> <p><u>第25条</u>  ( 取締役会の決議の省略 )</p> <p><u>第26条</u> <u>当社は取締役の全員が取締役の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第24条</u> [条文省略] (監査役の選任方法)</p> <p><u>第25条</u> 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p><u>第26条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第27条</u> 監査役は、<u>互選</u>により常勤監査役を定める。 (監査役会の招集手続き)</p> <p><u>第28条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 [新 設]</p> <p><u>第29条</u> } [条文省略]</p> <p><u>第30条</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第27条</u> [現行どおり] (監査役の選任方法)</p> <p><u>第28条</u> [現行どおり]</p> <p>監査役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 [現行どおり]</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第30条</u> 監査役会は、その決議により常勤監査役を定める。 (監査役会の招集手続き)</p> <p><u>第31条</u> [現行どおり]</p> <p>— <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第32条</u> } [現行どおり]</p> <p><u>第33条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[ 新 設 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p><u>( 会計監査人 )</u>  <u>第34条 会計監査人は株主総会において選</u>  <u>任する。</u></p> <p><u>( 会計監査人の任期 )</u>  <u>第35条 会計監査人の任期は、選任後 1 年</u>  <u>以内に終了する事業年度のうち最終</u>  <u>のものに関する定時株主総会終結の</u>  <u>時までとする。</u>  <u>— 会計監査人は、前項の定時株主総</u>  <u>会において別段の決議がなされなか</u>  <u>ったときは、当該定時株主総会にお</u>  <u>いて再任されたものとみなす。</u></p>
<p><u>第 6 章 計 算</u></p> <p><u>( 営業年度および決算期日 )</u>  <u>第31条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1</u>  <u>日から翌年 3 月31日までの年 1 期と</u>  <u>し、営業年度の末日を決算期日とす</u>  <u>る。</u></p> <p><u>( 利益配当金 )</u>  <u>第32条 当社の利益配当金は、毎決算期</u>  <u>日の最終の株主名簿に記載または記</u>  <u>録された株主または登録質権者に支</u>  <u>払うものとする。</u></p> <p><u>( 中間配当金 )</u>  <u>第33条 当社は、取締役会の決議によ</u>  <u>り、毎年 9 月30日の最終の株主名簿</u>  <u>に記載または記録された株主または</u>  <u>登録質権者に対し、商法第293条ノ</u>  <u>5の規定による金銭の分配( 中間配</u>  <u>当という)をすることができる。</u></p>	<p><u>第 7 章 計 算</u></p> <p><u>( 事業年度 )</u>  <u>第36条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1</u>  <u>日から翌年 3 月31日までの年 1 期と</u>  <u>する。</u></p> <p>[ 削 除 ]</p> <p>[ 削 除 ]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="269 193 409 218">[ 新 設 ]</p> <p data-bbox="143 453 344 478">( 配当金の除斥期間 )</p> <p data-bbox="135 482 546 620"><u>第34条</u> 利益配当金および中間配当金が、 支払開始の日から、満3年を経過し ても受領されないときは、当会社で はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p data-bbox="575 165 759 190">( 剰余金の配当等 )</p> <p data-bbox="613 194 981 306"><u>第37条</u> 当会社は、株主総会の決議に よらず、取締役会の決議によって、 会社法第459条第1項各号に掲げる 事項を定めることができる。</p> <p data-bbox="613 310 981 448">— 当会社は、毎年3月31日または9 月30日の最終の株主名簿に記載また は記録された株主または登録株式質 権者に対し、金銭による剰余金の配 当を行う。</p> <p data-bbox="575 452 781 477">( 配当金の除斥期間 )</p> <p data-bbox="572 481 981 618"><u>第38条</u> 配当財産が金銭である場合は、そ の支払開始の日から、満3年を経過 しても受領されないときは、当会社 はその支払義務を免れるものとする。</p>

#### 第4号議案 取締役1名選任の件

現経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員いたしたく、選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
東 浦 知 哉 (昭和36年1月26日生)	平成13年2月 当社入社 平成13年10月 当社経営管理室長 平成14年11月 当社経理部長 平成15年1月 当社管理統括本部長 平成17年6月 当社執行役員管理統括本部長 (現在に至る)	1,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 在任取締役に対する役員退職慰労金精算支給の件

平成14年6月18日開催の当社第39期定時株主総会におきまして、役員退職慰労金制度変更に伴う精算支給議案としてご承認いただきました代表取締役社長寺山満春氏に対する未払い精算金につきまして、精算支給いたしたいと存じます。なお、その具体的な支給時期、方法につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

寺山満春氏の略歴は次のとおりであります。

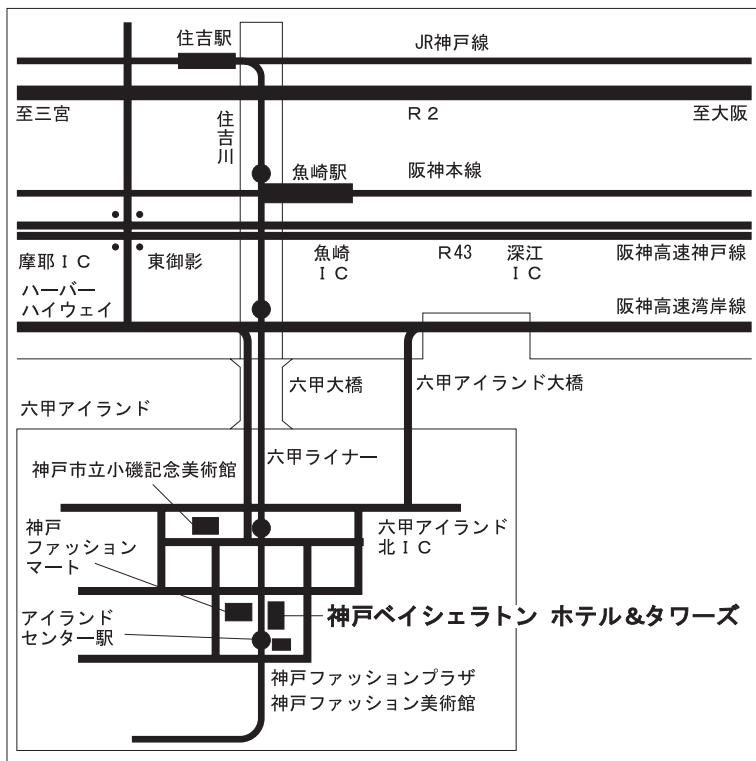
氏名	略歴
寺 山 満 春	昭和48年10月 当社専務取締役 昭和56年5月 当社代表取締役社長 平成3年9月 当社代表取締役会長 平成9年3月 当社代表取締役社長(現在に至る)

以 上

メモ

## 株主総会会場ご案内略図

神戸市東灘区向洋町中二丁目13番地  
 神戸ベイシェラトン ホテル&タワーズ 3F「六甲の間」  
 電話番号 078 - 857 - 7000 (代表)



JR神戸線住吉駅（大阪駅より約19分、新大阪駅から約24分、三ノ宮駅から約7分）乗換え、六甲ライナーで約8分アイランドセンター駅下車すぐ。

新神戸駅（改札口より階段を降りて左側）から直通路線バスで約26分。（9時・10時台には毎時27分・57分の2本）

JR神戸線三ノ宮駅南側（国道2号線東行側、そごう百貨店筋向い）から直通路線バスで約18分。（9時・10時台には毎時10分・25分・40分・55分の4本）

阪神高速湾岸線六甲アイランド北ICから約2分。

阪神高速神戸線魚崎IC、摩耶ICからそれぞれ約10分。

関西国際空港からリムジンバスで約57分。



PRINTED WITH  
**SOY INK**

地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています